

仕様書

1. 件名

音パターンの主観的印象とその個人差の調査協力者募集および調査作業

2. 研究の概要

産業技術総合研究所人間情報インタラクション研究部門（以下、「産総研」という。）は、生活空間における個人ごとに最適な音環境の設計に役立てるため、環境背景音の知覚認知に関する研究を行っている。研究では環境背景音の主観的印象とその個人差要因を明らかにすることを目的としている。本作業は、様々な背景音を聞いた際の主観的な印象評価を得る。また、その印象に個人差が生じる理由を調べるために、個々人の感覚特性や個性、音楽経験に関するアンケートも行う作業である。。

3. 作業の項目

3.1. 調査協力者の募集・選定

3.2. 調査作業

4. 作業項目別仕様

4.1. 調査協力者の募集・選定

下記の必要条件に合致した調査協力者を 500 名選定すること。

- ・ 成人（18 歳以上 65 歳未満）であること。年齢比や男女比は指定しない。
- ・ 実験ウェブサイトアクセスできる PC を有しており、また、音を聞くためのヘッドホンあるいはイヤホンを持っていること。
- ・ 聴感実験を行うため、聴力に著しい不安がないこと。
- ・ 正常な視力あるいは矯正視力を有し、かつ聴覚障害に類する既往がない方であること。
- ・ 「5. 実施期間、拘束時間、調査内容」に記載する回答にかかる拘束時間を示し、この時間を確保できる方であること。

4.2. 調査作業

- ・ 産総研が支給する質問表とアンケートを反映した調査ウェブサイトを構築すること。
- ・ 調査協力者へ調査ウェブサイトへのアクセスを案内すること。
- ・ 調査作業の完了を確認し、調査協力者に謝金を支払うこと。金額は請負者が定める基準に従うこと。
- ・ 回答データ一式ならびに調査協力者の一覧表を電子データで納入すること。調査協力者の一覧表は個人が特定できない番号を割り振ったものとする。なお、各データには個人番号、年齢、性別、調査データならびにアンケートに対する回答以外の情報を含めないこと。

5. 実施期間、拘束時間、調査内容

- ・ 実施期間：2025年2月7日～2025年2月21日。実施日は別途調達請求者と打ち合わせる
こと。
- ・ 拘束時間：標準所要時間は1時間とし、最長でも2時間以内とすること。
- ・ 調査内容：調査協力者のPCで調査ウェブサイトアクセスし、ヘッドホンまたはイヤホン
を使って音を聞き、その音の印象を画面上のボタンを押すことで回答する。これ以外に、個
人の感覚特性、個性や音楽経験についてのアンケートも行う。

6. 貸与品

質問表およびアンケート 一式 (Excel形式)

7. 納入物品

- ・ 完了届 (作業報告書) 1部 (紙媒体または電子媒体)
- ・ 回答データ一式を収めた電子ファイル 一式 (電子媒体)
- ・ 調査協力者の一覧表 1部 (電子媒体)

※電子媒体の場合、原則としてUSBメモリ等の外部電磁的記録媒体は用いないこと。

8. 納入の完了

作業完了の後、「7. 納入物品」に記載された納入物品が過不足なく納入され、仕様書を満たしてい
ることを確認して、納入の完了とする。

9. 納入期限及び納入場所

- ・ 納入期限：2025年2月28日
- ・ 納入場所：茨城県つくば市東1-1-1

国立研究開発法人産業技術総合研究所
人間情報インタラクション研究部門
つくばセンター中央事業所6群 6-11棟 314室

10. 付帯事項

- ・ 本仕様書の技術的内容および知り得た情報に関しては、守秘義務を負うものとする。
- ・ 請負者は個人情報の取り扱いについて、別紙1の「保有個人情報の取扱いに関する仕様書の付帯
事項」に従うこと。
- ・ 本作業により募集した調査協力者の情報は納入の完了後4年間保管すること。但し、別途指示す
る場合は、産総研の指示に従い、適格に破棄又は、産総研または調査協力者に返還すること。
- ・ 本仕様書の技術的内容に関する質問等については、調達請求者と協議すること。また、本仕様書
に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、調達担当者との協議のうえ決定する。
- ・ 産総研が本研究を継続し、追加の実験を実施する場合、本件の業務結果を用いて作業を行うこと
が必要となるため、本業務の契約相手先に継続して業務を委託 (以下、「新委託」という。) する

可能性がある。ただし、新委託の発生には、産総研の定める方式により本契約とは別途新たな受発注契約の締結が必要であり、本項の定めにより、契約相手方に継続的な業務の発生を保証するものではない。

以上

保有個人情報の取扱いに関する仕様書の付帯事項

受注者は、産総研の保有個人情報を適正に取り扱うため、契約書、仕様書等に定める事項のほか、個人情報の保護に関する法令、ガイドライン、指針等の定めるところにより、以下の事項に従って契約を履行しなければならない。

- ① 受注者は、本契約によって知り得た産総研の業務上の知識、秘密等を第三者にもらし、又は他の目的に利用しないこと。
- ② 受注者は、産総研から預託を受けた個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他関係法令の規定を遵守すること。
- ③ 受注者は、本業務を遂行するために個人情報を収集するときは、産総研の指示に従い、適法かつ公正な手段により取得すること。
- ④ 受注者は、事前に産総研の承諾を得た場合を除き、産総研から預託を受けた個人情報若しくは受注者が本業務を遂行するために収集した個人情報を第三者に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせないこと。
- ⑤ 受注者は、産総研から預託を受けた個人情報若しくは受注者が本契約の業務を遂行するために収集した個人情報について、本契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変しないこと。
- ⑥ 受注者は、個人情報を取扱うにあたり、当該個人情報の安全管理について、内部における責任者及び業務従事者の管理を定めた実施体制を構築し、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。なお、当該実施体制の書面を、見積書とともに産総研に提出すること。
- ⑦ 受注者は、産総研から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに産総研に返還するものとする。ただし、産総研が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- ⑧ 受注者は、産総研から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、産総研に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- ⑨ 産総研は、受注者の故意又は過失により、本業務に係る個人情報の漏えい事案が発生し、産総研が損害を受けたときは、本契約を解除し、受注者に損害賠償を請求することができるものとする。
- ⑩ 産総研は、必要があると認めるときは、所属の職員に、受注者の事務所、事業場等において、産総研が預託した個人情報若しくは受注者が本契約の業務を遂行するために収集した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、受注者に対し必要な指示をさせることができる。
- ⑪ 受注者は、産総研の承諾を得て、個人情報の取扱いに係る業務を第三者に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）する場合には、再委託先において上記①～⑨に規定する措置を講じさせるとともに、再委託先に対して上記⑩に規定する措置を実施すること。個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合も、同様とする。
- ⑫ 受注者は、⑪により再委託する第三者が外国にある場合は、当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置（以下、「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者であることを確認する。この場合に、当該第三者へ提供するにあたって、当該第三者における当該相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置として、次の全てを実施し、個人情報の本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供すること。再委託先が再々委託を行う場合も、同様とする。
 - ・ 相当措置の実施状況、当該措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度の有無及び内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。
 - ・ 相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置等を実施すること。
 - ・ 相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは第三者提供を停止すること。

- ⑬ 上記①～②、④～⑧及び⑩～⑫の事項については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。